

<コラム>

「下請法」は「取適法」へ 買ったたき行為の規制強化



内容のご質問等については、TEL 0258-36-2685 担当 砂山 まで

配信中止等のお問い合わせは、ホームページ <https://www.3d-m.jp/contact/others/>

開催セミナーのご案内

令和8年6月19日(金)

内容『社会保険と労働基準法の改正への対応は万全ですか』

講師：パートナーズプロジェクト社会保険労務士法人 高野裕久先生

社会保険や労働基準法の改正内容を確認し、社内制度の見直しや労務管理の場面で適切な対応ができるように準備しましょう。

下請法の改正法が2026年1月1日に施行され、規制内容の追加や規制対象の拡大がなされるとともに、法律名も変更されます。 新通称：取適法（とりてきほう）

従来の禁止行為に加え、「協議に応じない一方的な代金決定」が新たに規制対象となります。

委託事業者が、中小受託事業者から価格協議の要請を受けながら協議に応じなかったり、必要な説明を行わない場合には、取適法に違反することになります。

○ 禁止行為の追加

「協議に応じない一方的な代金決定」を禁止：取適法 第5条2項4号

代金に関する協議に応じないことや必要な説明を行わないことなど、一方的な代金決定が禁止されます。

○ 具体例

- ・ 中小受託業者が代金額の引き上げについて協議を求めたが、これを無視して、協議に一切応じなかった。
- ・ 中小受託業者が代金額の引き上げについて協議を求めたが、これを拒否して、協議に応じなかった。
- ・ 中小受託事業者が代金額の引き上げについて協議を求めたため、その協議の場を設けたものの、代金額の引き上げについて何も説明を行わず、すべての回答を拒否した。
- ・ 委託事業者が代金額の値上げを要請するに際して、中小受託事業者がその説明を求めたものの、具体的な理由や根拠を一切説明することなく代金を引き下げた。

○ 対応すべきポイント

- ・ 協議のプロセスを「見える化」しましょう。
- ・ 説明責任を果たす仕組みを整えましょう。
- ・ 違反リスクを意識した社内ルールの整備を行いましょう。

「協議に応じない一方的な代金決定」の禁止は、単なる形式的な改正ではなく、実務に直結する規則強化です。

協議のプロセスを残すこと、説明責任を果たすこと、社内ルールを整えることを徹底すれば、取引の公正性を守りつつ、信頼できるパートナーとして長期的な関係を築くことができます。

取適法の対象企業は、従業員数や取引の種類に基づいて拡大されており、資本金だけでなく、従業員数基準も考慮されます。詳細については、お問い合わせください。

参考：法改正に伴い、名称変更・用語の見直しもありました。

- ・ 下請法 中小受託取引適正化法（取適法：とりてきほう）

正式には、「製造委託等に係る中小受託事業者に対する代金の支払の遅延等の防止に関する法律」といいます。

- ・ 下請振興法 受託中小企業振興法（振興法：しんこうほう）